

年金記録問題及び社会保険庁改革に関する検討体制

役割	年金記録問題への対応等			新体制(日本年金機構)への移行	
設置府省等	総務省			内閣官房 (国・地方行革担当大臣)	設立委員会 ※ 設立委員は厚生労働大臣が命じる
名称等	年金業務・社会保険庁監視等委員会 (初会合 7月25日)	年金記録問題検証委員会 (初会合 6月14日)	年金記録確認第三者委員会(中央委員会及び地方委員会) (初会合 6月25日)	日本年金機構の基本計画に係る第三者機関 (設置予定)	日本年金機構の職員の採用審査に係る第三者機関 (設置予定)
業務	<p>年金記録問題への対応状況や社会保険庁の業務の実施状況について、調査審議し、総務大臣に意見具申 (このため、社会保険庁の業務実施状況を常時把握)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 総務大臣が必要に応じて、厚生労働大臣・社会保険庁長官に対して勧告</p>	<p>年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等を調査・検証し、その結果を公表</p> <p>※ WG を設置して、システム、業務運営、コンプライアンスの3つの視点から検証</p>	<p>年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 総務大臣が社会保険庁長官に対してあつせん</p>	<p>① 機構の業務の委託の推進についての基本的事項 ② 機構の職員の採用についての基本的事項</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 政府は、①②について第三者機関の意見を聴いた上で基本計画を策定</p> <p>※ 機構の設立委員は、基本計画に基づき職員の労働条件及び採用基準を策定</p>	<p>職員の採否の決定についての意見</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 設立委員が第三者機関の意見を聴いて職員の採否を決定</p>
活動期間等	日本年金機構法の施行の日(平成 22 年4月1日までの政令で定める日)までの間	秋口を目途に報告 ※7月10日に中間報告を公表	<p>当分の間</p> <p>※ 7月10日に「年金記録に係る申し立てに対するあつせんに当たっての基本方針」を公表</p> <p>※ 7月17日に第一回目のあつせん(15件)を実施</p> <p>※ 7月20日社会保険庁からあつせんどおり年金記録を訂正するとの報告</p>	日本年金機構法附則第3条第3項に基づき設置予定	日本年金機構法附則第8条第5項に基づき設置予定